

上尾瓦葺「懸樋改修碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
上尾〇三	改修懸樋碑記	島田剛太郎	早川光蔵	木村増二

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
黒須平吉	一九一〇・明治四三	瓦葺	懸樋史跡公園	

一．はじめに

本石碑は、見沼代用水と綾瀬川が交差する瓦葺地区に設けられた懸樋（掛渡井）を改修したことを記念して立てられたものである。この懸樋は、見沼代用水が綾瀬川を跨ぐために設けられたもので、それまで木造のため頻繁に掛け替えが必要であつたのを、明治四十年に鉄製のものに改修した。なお、昭和三十五年に懸樋から伏越に改造され、現在は懸樋はない。

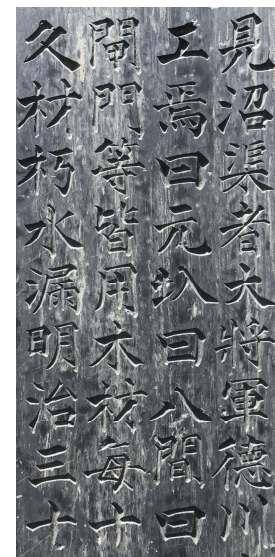
○写真1 石碑正面



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（楷書体）



○写真4 石碑背面（部分）



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

（正面）

◎ 題額

改修
懸樋
碑記

埼玉縣知事正五位勲四等島田剛太郎篆額

見沼渠者大將軍德川吉宗公命其臣井澤彌總兵衛開鑿之以資灌溉實在享保十二年渠中有五大工焉曰元坎曰八間曰十六間曰伏越曰懸樋懸樋者在本郡瓦葺村聞之故老云幕府之作伏樋懸樋開門等皆用木材每十年必改修之維新後使水利組合管渠爾來民費漸多過期僅修補之然經年之久材朽水漏明治三十九年四月改修元坎水量倍加而懸樋下流水或不給乃欲改修以均水利其歲十二月豫算其費以付組合會議咸然之於是請埼玉東京兩知事得允四十年四月起工翌年三月竣樋長九十尺廣二十四尺七寸二分深六尺一寸五分以鐵作之用鋼鐵二萬二千十四貫鐵具二百三十七貫鐵線六十四貫木材四千四百八十七本硬石一百二枚煉瓦二十五萬九百七十枚膠灰八百一樽砂礫一石一斗五升毛皮二卷竹繩二百九十二條二子繩二千六百七十二條藁苞六千四百六十竹材二千七百十八竿杉皮五十二束柳條一百五束役使職工及雜役夫一萬三千二百七人工吏二人工夫一人資金凡三萬九千八百八十二圓有奇而縣出金一萬二千二百九十五圓有奇府出金四千二百二十五圓有奇以補助之其餘皆係組合町村出資矣抑經始斯工也請規畫於本縣廳技師島崎孝彥且董監之其製堅牢涓滴無漏水流滾滾如矢以灌東緣南北足立南埼玉三郡五千六百四十八町有奇及西緣二千六百六十四町有奇之田綽有餘裕矣於是組合會員胥謀欲刻之石以不朽其功

余乃敘其事且作詩繫之曰

鐵渠橫水上一路駛線通十里長分注良田萬頃豐

明治四十三年六月

埼玉縣北足立郡長從六位勲五等早川光藏撰文

埼玉縣女子師範學校教諭剛石木村增二謹書

黒須平吉 鐫

*異体字等

○縣 縣。 ○規 規。

(背面)

見沼代用水路普通水利組合管理者

埼玉縣北足立郡長早川光藏

(以下建碑関係者名列記 略)

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

改修懸樋碑記

◎ 碑記

埼玉縣知事正五位勲四等島田剛太郎篆額。

見沼渠者、大將軍德川吉宗公、命其臣井澤彌總兵衛、開鑿之以資灌溉。實在享保十二年。

渠中有五大工焉。

曰元垠、曰八間、曰十六間、曰伏越、曰懸樋。

懸樋者、在本郡瓦葺村。

聞之故老云、

幕府之作伏樋懸樋閘門等、皆用木材。

每十年、必改修之。

維新後、使水利組合管渠。

爾來、民費漸多。

過期僅修補之。

然經年之久、材朽水漏。

明治三十九年四月改修元垠、水量倍加而懸樋下流水或不給。

乃欲改修以均水利。

其歲十二月、豫算其費、以付組合會議。

咸然之。

於是請埼玉東京兩知事、得允。

四十年四月、起工、翌年三月竣。

樋長九十尺、廣二十四尺七寸二分、深六尺一寸五分。

以鐵作之。

用鋼鐵二萬二千十四貫、鐵具二百三十七貫、鐵線六十四貫、木材四千四百八十七本、硬

石一百二枚、煉瓦二十五萬九百七十枚、膠灰八百一樽、砂礫一石一斗五升、毛皮二卷、

竹繩二百九十二條、二子繩二千六百七十二條、藁苞六千四百六十、竹材二千七百十八竿、

杉皮五十二束、柳條一百五束。

役使職工及雜役夫一萬三千二百七人、工吏二人、工夫一人。

資金凡三萬九千八百八十二圓有奇。

而縣出金一萬千二百九十五圓有奇、府出金四千二百二十五圓有奇、以補助之。

其餘皆係組合町村出資矣。

抑經始斯工也、請規畫於本縣廳技師島崎孝彦、且薰監之。

其製堅牢、涓滴無漏、水流滾滾如矢、以灌東縁南北足立南埼玉三郡五千六百四十八町有

奇及西縁二千六百六十四町有奇之田、綽有餘裕矣。

於是組合會員胥謀、欲刻之石、以不朽其功。

余乃敘其事、且作詩繫之曰、
鐵渠橫水上、一路駛線通、十里長分注、良田萬頃豐。
明治四十三年六月、埼玉縣北足立郡長從六位勲五等早川光藏撰文。
埼玉縣女子師範學校教諭剛石木村増二謹書。
黒須平吉鐫。

●訓詁

埼玉縣知事正五位勲四等島田剛太郎篆額。

見沼渠は、大將軍徳川吉宗公、其の臣井澤彌總兵衛に命じ、之を開鑿せしめ以て灌漑に資するなり。

實に享保十二年に在り。

渠中に五大工有り。

曰く元坎、曰く八間、曰く十六間、曰く伏越^{ふせこし}、曰く懸樋^{かけひ}。
懸樋は、本郡瓦葺村に在り。

之を故老に聞くに云ふ、

幕府の伏樋懸樋開門等を作るに、皆な木材を用ふ。

十年毎^{ごと}に、必ず之を改修す。

維新の後、水利組合をして渠を管せしむ。

爾來、民の費^{つひ}え漸^{やや}く多し。

期を過ぎれば僅^{わづ}かに之を修補するのみ、と。

然れども經年の久しきに、材は朽ち水漏^もる。

明治三十九年四月、元坎を改修し、水量倍加す。

而して懸樋の下流の水は或ひは給せず。

乃ち改修して以て水利を均くせんと欲す。

其の歳十二月、其の費を豫算し、以て組合會の議に付す。

咸^{みな}之を然りとす。

是^{こゝ}において埼玉東京兩知事に請ひ、允を得。

四十年四月、工を起こし、翌年三月、竣^をふ。

樋の長さ九十尺、廣さ二十四尺七寸二分、深さ六尺一寸五分なり。

鐵を以て之を作る。

鋼鐵二萬二千十四貫、鐵具二百三十七貫、鐵線六十四貫、木材四千四百八十七本、硬石一百二枚、煉瓦二十五萬九百七十枚、膠灰八百一樽、砂礫一石一斗五升、毛皮二卷、竹繩二百九十二條、二子繩二千六百七十二條、藁苞六千四百六十、竹材二千七百十八竿、杉皮五十二束、柳條一百五束を用ふ。

職工及び雜役夫一萬三千二百七人、工吏二人、工夫一人を役使す。

資金は凡そ三萬九千八百八十二圓有奇なり。

而して縣は金一萬千二百九十五圓有奇を出し、府は金四千二百二十五圓有奇を出し、以て之を補助す。

其餘は皆組合町村の出資に係る。

抑々斯の工を經始するや、規畫を本縣廳技師島崎孝彦に請ひ、且つ之を董監せしむ。其の製の堅牢なること、涓滴も漏るる無く、水の流れは滾滾として矢のごとし。

以て東縁は南北足立南埼玉三郡五千六百四十八町有奇を、及び西縁は二千六百六十四町有奇の田を灌し、綽として餘裕有り。

是において、組合會員胥に謀り、之を石に刻み、以て其の功を不朽にせんとす。

余乃ち其の事を叙し、且つ詩を作りて之に繋けて曰く、

鐵渠水上に横たわり、一路線を駛せて通す

十里長く分注し、良田萬頃豊かなり。

明治四十三年六月、埼玉縣北足立郡長從六位勲五等早川光藏撰文す。

埼玉縣女子師範學校教諭剛石木村増二謹みて書す。

黒須平吉鐫す。

●人物

○島田剛太郎 慶応三（一八六七）年から昭和二十（一九四五）年。越前藩士の子として生まれる。京都で学んだ後、帝国大学法科大学を卒業。農商務省に入省し、参事官室に配属される。以後、鉱山監督兼農商務省参事官、林野整理局書記官などを歴任し、明治四十（一九〇七）年、京都府事務官となり、同年埼玉縣知事に就任した。産業、教育の振興に尽力した。大正二（一九一三）年に岐阜縣知事に転任、長崎縣知事を経て、同八（一九一九）年に知事を辞職し退官した。

○徳川吉宗公 貞享元（一六八四）年から寛延四（一七五一）年。初代將軍家康の曾孫で、四代將軍家綱のはどこにあたる。紀州藩主徳川光貞の四男として生まれる。紀州徳川藩の支藩ともいふべき越前葛野藩主となるが、本家の藩主が相次いで逝去したのを受け、二十二歳で紀州藩主に就任。このとき將軍綱吉から諱を賜り吉宗と改名。享保元年に將軍家継が早逝し、吉宗が第八代將軍となった。在職一七二六から一七四五年。

○井澤彌惣兵衛 承応三（一六五四）年～元文三（一七三八）年。紀伊国溝ノ口の豪農の出身。元禄三（一六九〇）年に紀州藩の徳川光貞に召し出される。のち藩主徳川吉宗の命を受け、紀の川流域の新田開発を行う。吉宗が將軍となると全国的な灌漑や新田開発を命じられた。主な事業として、見沼開発の他に、多摩川改修、下総国手賀沼新田開発、木曾三川改修などがある。

○島崎孝彦・黒須平吉 不詳。

○早川光藏 弘化四（一八四七）年～大正五（一九一五）年。号は藍澳。多門寺村（現加須市）の出身。明治六（一八七三）年羽生学校長となり、一旦千葉縣に転じたが、同（一八七七）十年に埼玉縣にもどり、衛生課長などを経て、同三十（一八九七）年から十八年間、北葛飾郡長と北足立郡長をつとめた。病のため大正四（一九一四）年に官を辞し、翌年亡くなった。漢詩文にすぐれ、第二代埼玉縣令白根多助を中心とする漢学ネットワークの一翼を担っていた。詩文集に「藍澳遺稿」がある。本碑文は未収。

○剛石木村増二 文久元（一八六一）年から昭和十三（一九三八）年。本名増二、号が剛石。岐阜縣出身。岐阜縣立師範学校卒。浦和高等女学校などで教鞭を取り、「小學習字帖」などの書道の教本を執筆した。埼玉縣内の碑文も多く手がけている。

●注

- 工 工作。土木建築事業。ここでは建築施設。
- 元塚 行田市下中条にある利根川からの取水口。
- 八間 久喜市菖蒲上大崎の、代用水と星川の分岐点下流の代用水側に設けられた八間堰。次の十六間堰とあわせて、代用水の水量調節機能を担っていた。
- 十六間 同じく、星川側に設けられた十六間堰。
- 伏越 白岡市柴山の柴山伏越。代用水に元荒川の下をくぐらせるための施設。
- 懸樋 本碑に記されている瓦曽根懸樋。代用水が綾瀬川の上を笕で乗り越えるもの。
- 閘門 開閉式の水門。
- 水利組合 見沼代用水の管理は、明治以降は官営の時代を経て、明治十九年に設立された受益者農民の組織である「見沼代用水路水利土功会」が担うこととなった。同会は、同三十七年に「見沼代用水路普通水利組合」へと発展的解消。以後、昭和二十九年の見沼代用水路土地改良区成立まで普通水利組合が管理した。組合執行部の長を組合管理者といい、議決機関（評議会のようなもの）を組合会といった。また組合会のメンバーを議員といった。なお初代の組合管理者は、北足立郡長の早川光蔵が任命された。
- 僅 やつと。
- 然經年之久 故老の話をこれ以前と取った。「然」でそれまでの話を総括すると考えた。
- 明治三十九年四月改修元塚 元塚を鉄やセメントを用いた近代的な施設に改造した事業。「見沼元枋改築之碑」参照。
- 組合會 見沼代用水の管理は、明治以降は官営の時代を経て、明治十九年に設立された受益者農民の組織である「見沼代用水路水利土功会」が担うこととなった。同会は、同三十七年に「見沼代用水路普通水利組合」へと発展的解消。以後、昭和二十九年の見沼代用水路土地改良区成立まで普通水利組合が管理した。組合執行部の長を組合管理者といい、議決機関（評議会のようなもの）を組合会といった。また組合会のメンバーを議員といった。なお初代の組合管理者は、北足立郡長の早川光蔵が任命された。
- 四十年 明治。西暦一九〇七年。
- 膠灰 セメント。
- 藁苞 空の俵。
- 工吏 工事監督者か。
- 工夫 通常は工事に従事する人夫だが、なにか特殊機能を持った工事従事者か。
- 經始 建設土木工事を始める。「詩經」大雅・靈台に「經始靈台、經之営之。庶民攻之、不日成之（氣を觀測する施設である靈台の建設が始まった。土地を測量し、縄張りをした。人民が（自ら望んで）建築作業に関わり、一日の内に完成した）」とある。
- 規畫 計画する。工事の設計をし、段取りを立てること。
- 董監 董は監督する。
- 涓滴 わずかな水のしたたり。
- 滾滾 水が沸き立つように盛んに流れるさま。
- 東縁・西縁 見沼代用水は、瓦葺懸樋を過ぎるとすぐに、東西二筋に分かれる。

○綽 ゆつたりとして余裕があるさま。

○詩 押韻は、二句末「通」と四句末「豊」で、上平声一「東」。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【篆額者】

埼玉縣知事正五位勲四等島田剛太郎による篆額。

【見沼代用水の開鑿】

見沼代用水は、大將軍徳川吉宗公が、その臣下である井沢弥総兵衛に命じて、開鑿させたものであり、灌漑の用をなすものであった。その開鑿は、享保十二年のことであった。

【見沼代用水の五大重要施設】

見沼代用水には、五つの重大な建築物があった。それは、元塚、八間堰、十六間堰、伏越、そして懸樋である。

【瓦曾根懸樋、故老の話】

そのうち懸樋は、北足立郡の瓦葺村にあった。

故老から次のように聞いた、

「幕府が伏樋や懸樋、閘門等を作る際には、すべて木材を用いた。木材は朽ちやすいので、必ず十年ごとに改修する必要があった。明治維新後は、代用水並びに諸施設の管理は、水利組合が担当することになった。以来、補修のための、民間の出費は次第に多くなってきた。耐用期限が切れてや々と補修するというありさまだ。」と。

【懸樋大改築計画】

このように補修が繰り返されてきたが、経年変化のため、木材が腐朽してきて水漏れが顕著になってきた。

その中で、明治三十九年には、元塚を近代的な施設に改築する事業があり、代用水の水量は倍増することになった。しかしながら、懸樋の下流では、水量が十分供給されていないという状況にあった。そこで、懸樋を近代的な施設に改修して、水の供給とそこから上がる利益を、流域全体で均等なものにしようと考えた。

そこで同年十二月、かかる費用を計算し、水利組合の組合会の議に付した。すると、満場一致で承認された。

かくして、埼玉県・東京府の両知事に認可を請い、承諾を得た。

【大改築工事】

明治四十年四月、工を起し、翌年三月、工事は完成した。

懸樋の長さは九十尺、広さは二十四尺七寸二分、深さは六尺一寸五分である。鉄製の樋である。

【工事に要した資材】

この工事に要した資材は次の通り。

鋼鉄二万二千十四貫、鉄具二百三十七貫、鉄線六十四貫、木材四千四百八十七本、硬石一百二枚、煉瓦二十五万九百七十枚、セメント八百一樽、砂利一石一斗五升、毛皮二卷、竹縄二百九十二條、二子縄二千六百七十二條、俵六千四百六十、竹材二千七百十八

竿、杉皮五十二束、柳條一百五束。

【従事者】

職工及び雑役夫一万三千二百七人、工吏二人、工夫一人を役使した。

【事業資金】

事業に要する資金は、総額で、三万九千八百八十二円あまりであった。

埼玉県が一万二千二百九十五円あまりを、東京府は四千二百二十五円あまりを補助した。それ以外の部分は、水利組合関連の町村からの出資となった。

【県庁の監督による完成】

そもそもこの工事を始めるにあたり、埼玉県庁の技師島崎孝彦に、工事の設計・工程計画の立案を担当していただき、加えて実際の工事の監督もお願いした。

【完成した懸樋の働き】

かくして完成した懸樋が堅牢なことは、わずかなしたりほどの漏れもなく、水の流れは矢のように速く、沸き立つように豊かに流れるのだった。

そして東縁の流れは、南北足立南埼玉三郡五千六百四十八町あまりの田圃を、西縁は同二千六百六十四町あまりもの田圃を灌漑し、なお余裕があるさまであった。

【建碑の企て】

かくして、水利組合員とともに謀り、この事業のことを文章化して石に刻み、その功績を永遠不朽のものとすることを計画した。

【撰文の経緯】

そこで、郡長であり水利組合長である私が、この事業のことを叙述したのである。

【詩】

かつ、詩を作り、碑文に続ける。

詩に言う、

鉄の筧が川の上に横たわり

一筋の水路を代用水の水が早馬のように駆けてゆく

ここから長く十里の下流まで水を分かち注ぎ

一万頃にもおよぶ良田に豊かな実りをもたらすのだ

【記事】

明治四十三年六月、埼玉県北足立郡長従六位勲五等早川光藏が撰文した。

埼玉県女子師範学校教諭木村増二（号剛石）が謹んで字を書いた。

黒須平吉が鐫刻した。

三、資料

（一）「新編武蔵風土記稿」（文政十三（一八三〇）年）巻之百四十五 足立郡之十一

●南部領

◎上瓦葺村

…山川

○綾瀬川

「村の北の方埼玉郡の境を流る、川幅十間、この川の中に掛樋を造り、下蓮川村より三

沼代用水を引きいれ、當村に至り、東西の二派に分れ、一は郡内西南の方村々の用水となし、一は東北數村の水田に沃ぎ、埼玉、足立兩郡の内三百四十六ヶ村の用水となせり、此邊園元は用水不便にして、近きあたりの池沼或は溜井より用水を引入れしを享保十三年井澤彌惣兵衛命を奉じて彼池沼溜井を埋て新田となし其かはりとして此用水を開けり、掛樋は長廿八間、高さ六尺、横四間あり、春夏秋冬の間はこの樋の内舟を通じて運漕に便する類、かかる樋關東の國々には稀なることなり、」

四・主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」（一九五七）（「見沼土地改良区史」に再録）

②翻刻

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」（一九八三）

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」（一九八七）

・「葛西用水史 資料編上」（一九八八）

③論文など

・「見沼代用水沿革史」（一九五七）

・「見沼土地改良区史」（一九八七）……右記を継承加筆

以上

二〇二五年九月 薄井俊二訳す